

# 服務倫理委員会だより No.7

文責：副校長 豊田 邦久 R7. 10. 3

今回は体罰防止に関して確認していただければと思います。体罰は言うまでもなく重大な人権侵害であり、同じ行為を一般の人に行えば犯罪行為になります。体罰は、学校教育法において禁止されている違法行為であり、児童生徒の心に深刻な影響を与え、教育への信頼を失墜させる行為であり、決して許されるものではありません。なお、懲戒目的での有形力の行使はもちろんですが、侮蔑的な言動を行った場合も処分等の対象となります。行動・言動も含めて教職員全員で体罰防止に努めていきたいと思います。

## 体罰防止 セルフチェックシート



○各項目に✓をしてセルフチェックしてみましょう！

(ア：はい イ：どちらともいえない ウ：いいえ)

	項目	ア	イ	ウ
1	体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。			
2	学校教育法第11条により「児童生徒に対する懲戒」としての体罰が禁じられていることを認識している。			
3	懲戒の内容が、有形力を行使するもの（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当することを理解している。			
4	懲戒の内容が、侮蔑的な言動により精神的苦痛を与える行為と判断された場合も、体罰に該当することを理解している。			
5	児童生徒の知識・技能の不足は、懲戒の理由とはならないことを理解している。			
6	同僚同士で、児童生徒の指導方法の改善等について、日頃から情報や意見交換を行い研鑽に努めている。			
7	児童生徒とのやりとりでカッとなったときは、一旦その場を離れたり、6秒数え、怒りに関する反射的行動を抑えるアンガーマネジメントを試みるなど、児童生徒への指導の際に発生する様々な状況を想定し、具体的にシミュレーションを行っている。			
8	問題行動を起こした児童生徒を個別に指導するときは、閉めきった部屋で行わないようにするか、複数の教員で対応するようにしている。			
9	問題行動を起こした児童生徒を指導するときは、生徒指導を一部の教員に任せせず、学年又は学校全体で組織的に指導にあたり、一人一人が責任を持って生徒指導に取り組んでいる。			
10	児童生徒から体罰被害の訴えがあった場合に直ちに管理職に報告しなかったり、体罰の場に同席しながら体罰を制止しなかったり、体罰を目撃していないがら許容したりする教員も、責任が問われるということを理解している。			
11	厳しい指導により実績を残していることなどを理由に、規則等の違反をした場合に体罰を行うことを児童生徒や保護者に同意させるなど、体罰を伴う指導を正当化しないようにしている。			
12	中体連や高体連により体罰根絶のための全国共通ルールが制定されているを理解している。			

質問	回答欄		
上記のチェック項目のうち、あなたが特に注意したいと思う項目の番号を右の欄に3つ記入してください。			

